

平成 29 年度 利用者負担(保育料)表 (参考)

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(保育料)の月額			
区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円	円	円	円
		0	0	0	0
第 2-1	市町村民税非課税世帯	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯			
		0	0	0	0
第 2-2	帯	第 2-1 区分を除く世帯			
		7,500	6,000	5,500	4,000
第 3-1	市町村民税均等割額	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯			
		12,500	11,000	9,500	8,000
第 3-2	のみの世帯(所得割課税額のない世帯)	第 3-1 区分を除く世帯			
		13,500	12,000	10,500	9,000
第 4-1	市町村民税所得割課	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯			
		16,000	14,500	13,000	11,500
第 4-2	税額 48,600 円未満	第 4-1 区分を除く世帯			
		17,000	15,500	14,500	13,000
第 5	所得割課税額 48,600 円以上 60,000 円未満	21,500	20,000	17,500	16,000
第 6	所得割課税額 60,000 円以上 75,000 円未満	22,500	21,000	18,500	17,000
第 7	所得割課税額 75,000 円以上 97,000 円未満	27,500	26,000	22,500	21,000
第 8	所得割課税額 97,000 円以上 111,000 円未満	33,500	32,000	26,500	25,000
第 9	所得割課税額 111,000 円以上 135,000 円未満	36,500	35,000	28,500	27,000
第 10	所得割課税額 135,000 円以上 169,000 円未満	42,500	41,000	30,500	29,000
第 11	所得割課税額 169,000 円以上 219,000 円未満	48,500	47,000	31,500	30,000
第 12	所得割課税額 219,000 円以上 265,000 円未満	54,500	53,000	32,500	31,000
第 13	所得割課税額 265,000 円以上 301,000 円未満	57,500	56,000	33,500	32,000
第 14	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	61,500	60,000	34,000	32,500
第 15	所得割課税額 397,000 円以上	64,500	63,000	34,500	33,000

(注 1) 平成 30 年度の保育料は未定です。上記の金額から変更になる場合があります。

(注 2) 一定の条件を満たす方は、保育料が、次のとおり軽減されます。

1 母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯である場合

対象児童	条件	軽減内容
第1子	第 3-1 階層	50%軽減
	第 4-1、5~7 階層	第 2-2 階層に定める額
	第 8~15 階層	「2 1以外の世帯である場合」と同
第2子以降	第 3-1、4-1、5~7 階層	100%軽減(無料)
	第 8~15 階層	「2 1以外の世帯である場合」と同

※この表でいう「母子世帯及び父子世帯」とは、原則として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯です。また、「在宅障害児(者)のいる世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、特別児童扶養手当等の支給を受けている児童、又は国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯です(手帳の写し等の提出が必要です)。

2 1以外の世帯である場合

対象児童	条件 (『保育園等』には児童発達支援センター、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所等も含まれる)	軽減内容
第2子	① 第 2-2 階層	100%軽減 (無料)
	② 第 1 子が、『保育園等』に入園している	60%軽減
	③ ②に該当せず、第 3-2、4-2、5 階層のいずれか	50%軽減
	④ ①~③に該当しない	10%軽減
第3子以降	A1 年上の兄弟が 2 人以上、『保育園等』に入園している	100%軽減 (無料)
	A2 A1 に該当せず、第 2-2、3-2、4-2、5 階層のいずれか	
	A3 A1、A2 に該当せず、第 6、7 階層のいずれかであり、『保育園等』に第 1 子が入園していないが、第 2 子が入園している	
	B A1~A3 に該当せず、年上の兄弟が 1 人、『保育園等』に入園している	80%軽減
	C A1~A3、B に該当しない	50%軽減

※ 詳しくは、保育課、丸子・真田・武石地域自治センター市民サービス課にお問い合わせください。